

Guillaume Du Vairの「サリ法護持演説」 : 1593 年6月28日のパリ高等法院総会

羽賀, 賢二

九州大学大学院言語文化研究院言語環境学部門 : 教授 : 言語情報学講座

<https://doi.org/10.15017/21794>

出版情報 : 言語文化論究. 28, pp.1-22, 2012-03-02. 九州大学大学院言語文化研究院
バージョン :
権利関係 :



Guillaume Du Vair の「サリカ法護持演説」

——1593 年 6 月 28 日のパリ高等法院総会——

羽 賀 賢 二

九州大学大学院言語文化研究院 言語文化論究 第28号 平成24年2月発行 抜刷

Faculty of Languages and Cultures, Kyushu University
Motooka, Fukuoka, Japan

STUDIES IN LANGUAGES AND CULTURES, No.28, February 2012

Guillaume Du Vair の「サリカ法護持演説」

－ 1593 年 6 月 28 日のパリ高等法院総会 －

羽 賀 賢 二

[Synopsis]

- I . 1592 年から 1593 年の情勢
 - 1. 1593 年のリーグ派三部会と新国王選出問題
 - 2. Suresnes 会談
 - 3. リーグ派の動揺
 - 4. 運命の日：1593 年 6 月 28 日
 - II . Du Vair の「サリカ法護持演説」
 - 1. テキスト
 - 2. 三部会の報告
 - 3. フランスの自由の危機：高等法院の行動の時
 - 4. 採決すべき判決案
 - 5. 採決
 - III . 考察
 - 1. サリカ法について
 - 2. 高等法院判決という作戦
 - 3. 雄弁家 Du Vair の栄光の日
 - 4. 高等法院と三部会
-

小論は、フランス宗教戦争の末期の 1592 年から 1593 年における政治・社会情勢の変化と、Guillaume Du Vair が 1593 年 6 月 28 日にパリ高等法院総会において行ったサリカ法護持のための法案採択演説が果たした役割を論ずるものである。

I . 1592 年から 1593 年の情勢

まず、1592 年から 1593 年にかけてのフランス、とりわけパリの情勢を概観しておきたい。

1. 1593 年のリーグ派三部会と新国王選出問題

すでに小論「Guillaume Du Vair の『和平の勧め』」^(注1)において指摘したところであるが、1589 年 8 月の国王 Henri III 逝去後のフランスは、宗教戦争の混乱に加えて王位継承をめぐる各派の思惑が錯綜して、容易には解決できそうにない泥沼と化していた。カトリック陣営は強硬派と穏健派に分裂する傾向を見せていた。スペインはカトリック強硬派、特にパリの強硬派と結びつき、虎視眈々とフランス王国を狙っていた。カトリック陣営の中でも穏健派では、Henri de Navarre (後の

国王 Henri IV) にカトリックへの改宗を働きかけ、その上で国王として承認する以外に事態を開閉する方法はないと考える者が増えつつあった。「フランスの国家および王冠の総代理官 le lieutenant général de l'État et couronne de France」(以下「王国総代理官」と略称する)の地位に就任していた Mayenne 公は、この急進派と穏健派を天秤にかけつつ、自らの勢力拡大に汲々としていた。パリ高等法院は、表面上は国家元首である Mayenne 公に従っていたが、評定官の多くは穏健派に属しており、急進派である「十六区評議会」les Seize 派とは一線を画していた^(注2)。急進派は、Navarre 国王側との和平を説いたりそれに賛同する者たちを Politiques と蔑称し、獅子身中の虫として肅清の機会を覗いていた。

スペインはカトリック強硬派を動かして、全国三部会の開催を Mayenne 公に要求させ、そこで新国王を選出することを画策した。紆余曲折の後、ともかく 1593 年 1 月 26 日にパリで全国三部会が開催された。この三部会はカトリック陣営でも強硬派の la Ligue の影響が強かったために「リーグ派三部会」と呼ばれる。この三部会に参加したのは当然ながらカトリック陣営だけであったが、その内部は決して一枚岩ではなかった。代表の総数は 127 名、そのうち聖職者が 48 名、貴族が 24 名、第三身分が 55 名であった^(注3)。急進派はパリ選出の聖職者代表に多く、それ以外の地方選出の代表には急進派、穏健派、あるいは Politiques も含まれていた。

スペインおよびローマ教皇を後ろ盾とする急進派の狙いは、この三部会において、スペイン国王 Philippe II の長女 Isabelle^(注4) をフランス王位に就けるか、それが不可能であれば少なくとも誰かフランス人の名門男子を新国王に選出し、その者と Isabelle を結婚させ、「共同統治」をさせることにあった。これに対して、カトリック穏健派は、急進派のこの目論見を何としても打ち砕くことに腐心した。王国総代理官たる Mayenne 公は、三部会におけるスペインのこの計画の実現を阻止しつつ、自分の権力を磐石のものとするために、両派を天秤にかけようとしていた^(注5)。パリ高等法院は、表面上は Mayenne 公と足並みをそろえていた。Mayenne 公は、三部会における急進派(スペイン派)の力をできるだけ殺ぐために、三部会に高等法院関係者を代表として参加させるという手段に出た。Du Vair はこの代表の一人に指名されていた。

こうして開催にこぎつけた三部会であったが、議事は遅々として進まなかった。パリ市中では、急進派の聖職者(特に説教師)たちが、異端者である Henri de Navarre を攻撃する演説を繰り返し、スペインを最大の敵とみなす穏健派は、各種の反スペインパンフレット(その最も有名なものが *Satyre Ménippée* である)を配布して対抗した。だが、大多数の市民、民衆は現状の打開すなわち停戦を待ち望んでいた。Henri de Navarre がカトリックに改宗するという噂はすでに市中に広く行き渡っており、これに和平の望みを繋ぐ者が多かったのである。

2. [Suresnes 会談]

こうした状況下で、1592 年秋には「請願者の運動 mouvement des Semonneux」と呼ばれる動きがあった。これはパリの穏健派カトリック(大部分は Pierre Pithou などの法曹家や官僚)が、Mayenne 公に対して、Henri de Navarre にカトリックへの改宗を働きかけるよう請願したものであった。この運動自体は実を結ばなかったが、これが 1593 年の Suresnes 会談実現へと繋がることになった。というのは、Mayenne 公は、1592 年末に、Semonneux への回答の一つとして、Navarre 国王に扈從するカトリック教徒に対して、異端の国王の許を去るか、少なくとも三部会へ参加するよう呼びかけたからである。この呼びかけに答える形で、Navarre 国王周辺の穏健派カトリックが、

Mayenne 公周辺の穏健派カトリックに対して、それぞれ代表を出して会談を持とうと逆に提案した。多少の紆余曲折はあったが、この会談は結局 1593 年 4 月 29 日^(注6)に実現する。La Ligue 側の代表は Lyon 大司教 Pierre d'Épinac を団長とし、Navarre 国王側からは Bourges 大司教 Renaud de Beaune を団長とする代表団が、パリ郊外の Suresnes に会した。

Suresnes 会談の表向きの議題はカトリックの大同団結と停戦問題であった。WOLFE は当事者双方の間に強い信頼感があり、何としてもこの会談を成功させようと真摯で粘り強く臨んだと強調している^(注7)。停戦に関しては、5 月 4 日までの停戦（更新の可能性あり）が取り決められた^(注8)。パリの市民の間では、この会談が停戦と和平をもたらすことに対する期待が強かったが、一時的にせよこうして停戦が実現すると、和平への期待は更に大きく膨らんでいった。

Suresnes 会談のもう一つの議題であるカトリックの合同問題は、次第に Henri de Navarre の改宗問題へと移っていった。両派とも、Henri de Navarre がカトリックに改宗することが現状を打開する最後の、かつ最良の方策であることについては意見が一致していた。この問題に関して、Pierre d'Épinac と Beaune がそれぞれの原則論を戦わせている間に、Mantes に居た Henri de Navarre は自らの改宗を発表する時機を慎重に計っていた。結局、Henri de Navarre 自身が 5 月 16 日に改宗を最終的に決断し^(注9)、翌 5 月 17 日、Suresnes 会談の場において Beaune の口から三部会側にこれを通告させた。Beaune はこの通告と同時に 3 ヶ月間の一方的停戦を宣言した。事態のこの急展開に驚いた三部会側の代表たち（彼らにはそもそも初めから何の決定権も与えられていなかった）は、Mayenne 公、教皇特使、三部会に報告して指示を仰ぐ必要があるとして、会談の一時中止を求めた。だが、Suresnes 会談は実質上これを以て終わった。Navarre 陣営としては、この会談からすでに十分な成果を得たからであった。

3. [リーグ派の動揺]

Suresnes 会談とそこにおける 5 月 17 日の Henri de Navarre のカトリックへの改宗宣言は、その後の事態を急展開させる。急進派は三部会における新国王の選出を急がざるを得なくなったからである。スペイン国王大使 Feria 公は、すでに 5 月 14 日に、初めて公式に皇女 Isabelle の名を挙げて、カトリック国王の選出と皇女との結婚の提案を三部会で正式に審議するよう要求していた。これに対して高等法院は反対に回り、5 月 18 日には、国王代訟官 procureur du roi の Molé が、この件に関し高等法院大審部 Grand'Chambre に建白書を提出し、王国基本法なканずくサリカ法の護持を訴えた^(注10)。

こうして急進派（三部会）と穏健派（高等法院）との対決が表面化した。スペインは三部会を有利に導くべく、1593 年前半だけで 24,000 écus 以上の金銭を使って三部会代表の買収に動いていた^(注11)。Mayenne 公はこの段階にいたっても旗色を鮮明にしない。むしろ逡巡している。一時は穏健派に与して停戦に賛成するそぶりを見せるが、教皇特使に「停戦に賛成する者は誰であろうと破門する」と脅されるとそれに屈する。結局、三部会ではスペイン主導でことが進行し、新国王を選出する具体的方法について議論が行われ、6 月 28 日に更に審議されることになっていた。

4. [運命の日：1593 年 6 月 28 日]

かくして、週明けの 6 月 28 日月曜日には、三部会においてスペイン主導で議事が進行しようとしていた。ところが、その数日前から、高等法院の評定官のごく限られた者たちの間で、密かに或る

計画が練り上げられていたのである。それは、6月28日にパリ高等法院で総会 *assemblée générale* を開き、サリカ法護持の判決を採択しようというものであった。

カトリック陣営の名目上の国家元首である Mayenne 公は、この日に高等法院が会議を開くことは知らされていたが、停戦についての協議であろうと思いこんでいた。ところがそうではなかった。高等法院は、スペインが三部会で実現させようと企んでいることは、フランス王国の基本法とりわけサリカ法に照らして違法であるという決定的な判決を下したのである。この判決は直ちに必要な法的手続きを踏んで正式なものとなり、すぐに印刷され、配布された。

三部会を舞台としたスペイン（およびカトリック急進派）の目論見は、高等法院のこの判決によって息の根を止められた。その意味でこの判決がフランスの命運を決したと言って決して過言ではない。そして、高等法院総会において、この判決への賛成投票を促す演説を行ったのが Du Vair であった。

Ⅱ．Du Vair の『サリカ法護持演説』

1. [テキスト]

ここで論ずる Du Vair の演説の正式な題名は、彼の『著作集』では *Suasion de l'arrest donné au Parlement, pour la manutention de la loy Salique* あるいは *Suasion de l'arrest pour la loy Salique en Parlement* と題されており、それぞれ「サリカ法の護持に関して、高等法院において行われた判決の勧告」あるいは「高等法院におけるサリカ法護持判決の勧告」と訳すことができよう。以下、『サリカ法護持演説』と略す。Du Vair の『著作集』^(注12)に収録されたテキストが高等法院で実際に行われた演説そのままでないことは、Du Vair 本人も証言しているし、その他の証言から明らかである^(注13)。だが、実際に演説された部分を抽出し確定する作業には主観的判断が入らざるを得ない。それゆえ、小論ではとりあえず『著作集』所収の印刷テキスト全体に拠って分析を行うものとする。

2. [三部会の報告]

『サリカ法護持演説』では、他の演説テキストと同様に、本文の前に（おそらく）本人による簡単な前文が付されている。

パリで1593年に開催された la Ligue の三部会で、幾つかの提案の後、スペイン国王に、その娘をフランス人名門男子に与え、その方を彼女と共同の国王に選出することを請願すべしという提案がなされた。その後で、この皇女と結婚してフランス国王に選出さるべきフランス人名門男子を駐スペイン大使たちに指名させる権限を Mayenne 公に与えることが提案された。この提案が採択されようとしていた時、高等法院がこの提案を知り、予審部の数名の評定官が、これは公的事項に相当するとして、無条件で大法廷を開くべきだと要求した。これに従い、（評定官たちは）所信表明を求められたが、最初の4-5名の方々は辞退し、議論の内容がよく分らないし、三部会の議論がどうなっているのか知りたいと希望した。それで、当該三部会の代表の一人であった私に意見表明の役割が回ってきて、それについて私は下記の通り述べたのである。^(注14)

Du Vair は三部会の状況を高等法院総会に報告する。三部会は今やスペインの思うがままに操られているとする。

今日まで手練手管や陰謀を駆使してこの王国の基盤を転覆させ、その廢墟を手に入れようとしてきた外国人

たちが、今や露骨に旗色を鮮明化し、その野望を公開し、押し進め、確定しようとしています。(注15)

しかしスペインは武力によってフランスを併合する意志はなく、またその力も持っていないと Du Vair は言う。ハプスブルグ家の常套手段を用いて、乗っ取ろうとする国の内部を分裂させようと画策しているのだ。

スペイン人は、自分たちの武力がこれほど強大な隣人を打ち倒すほど強いとは思っていないので、[...] フランスに分裂を引き起し、外国勢力では揺るがすことのできなかった党派を、フランス人自身の手で内部から崩壊させることにしたのです。(注16)

特に標的にされているのは司法を担う高等法院である。Du Vair は、スペインの意を受けた les Seize がこれまで如何に高等法院を攻撃してきたかを列挙する。1589 年 1 月 16 日にはパリ高等法院関係者が Bastille に投獄されたではないか、Brisson 部長は彼らによって非業の死を遂げたではないか、等々。しかし、この点に関して Mayenne 公を無為無策として、あるいは自己本位であるとして批判することはしない。逆に、Mayenne 公はスペインの野望を阻止するために孤軍奮闘しているのだと持ち上げる。Mayenne 公に対してスペインは資金援助と援軍派遣を約束してきたが、それにより恩を売り、影響力を強めることが目的であったと指摘する。

スペイン人は [...] 自分たちに協力的な教皇特使を介して Mayenne 公を督促し、公に大軍を送ると希望を持たせた上で、武力を行使させ、全てを一日の戦闘に賭けさせようとしたのです。スペインの援軍がどれほどわずかであったかは皆さんが御存知の通りです。たしかにスペインは国境に軍を待機させていましたが、これは別の目的に準備されたものでした。それは彼らが「Mayenne は勝つかもかもしれないが負けるかもしれない。もし勝っても、彼の力は弱まるだろうし、その勢力の一部を失うだろう。我々は後から出て行って勝利の果実をもぎ取り、勝者と敗者の両方を支配すればよい。またもし負ければ、公とその党派は、他に手段がないのだから、我々の手中に投じてくるしかないだろう。」と考えていたからです。スペイン人のこの論理は悪くはなかったのです。なぜなら、Mayenne 公は戦闘に破れ、その後パリは包囲され、それを解放するにはバルマ公の軍隊に頼る以外になかったからです。ではバルマ公の軍隊はどの様に進軍してきたでしょう。最後の瞬間を待ちながらのんびりとやってきたのです。(注17)

Rouen の包囲戦はその直後 [1591.11.11. - 1592.4.21] のことでした。市内の人たちはひどく苦しんで、バルマ公に救援を求めましたが、公はその時、以前よりもはっきりと、スペインの皇女がフランス王国は自分に属すると主張していると語りました。そしてこの皇女がフランス女王であると宣言することが認められないうちは進軍しないと明言したのです。(注18)

Mayenne 公はスペインのこのような策略に乗せられないように苦勞してきたのだと Du Vair はあくまでも擁護する。

Mayenne 公は「バルマ公の策略に乗せられないために」次のように言い訳を考えました。「自分には、全体であれ部分であれ、国家についての決定権はない、自分は「スペインの」そのような主張を判定したり仲介する立場にない。国家の継承に関わる事柄と各人がそれに関して主張する権利についての決定権は三部会にある。」と述べたのです。(注19)

スペインは Mayenne 公のこの言葉を言質にとった。Rouan 包囲戦が終結すると、三部会開催計画を押し進める。こうして三部会開催は不可避の事態に立ち至ったのであるが、Mayenne 公は、スベ

インのこの目論見を阻止すべく、幾つかの手をうったのだと Du Vair は述べる。その第一は、開催地を地方（最初は Soissons が予定されていた）からパリに移したことである。「この王国の最も名高い場所で、この王国の真の後见人である最高諸法院の眼前で開催すべし^(注20)」と公が判断したためである。第二の措置は、「最初から三部会の構成を変更し、王侯や勢力ある領主たち、最高諸法院を参加させることにしました。これらの著名人士が参列すれば、社会の善のためにならないことは何も起きないだろうと公が考えたからです^(注21)」。第三の措置として、「公は更に、Navarre 国王側のカトリック教徒の王侯と領主全員を三部会に召集しました。できることなら、この会議を、王国のみにじめに分断された全構成員を再結集させ、信仰の維持によって和平と平安を再興する機会にしたいとおもったからです。^(注22)」

この Mayenne 公の措置（Du Vair が述べているような愛国心に起因するものではなく、自分の勢力を維持、拡大するためのものであったことは言うまでもない）に、スペインは巧妙に反撃した。第一の措置であるパリ開催は問題なく実現した。第二の措置に関しては、高等法院関係者の三部会への出席は実現したが、彼らは三部会の正式構成員とは認められなかった。第三のカトリック合同の試みに対しては、スペイン大使や教皇特使が強硬に反対した。だがこの強硬な反対と執拗な妨害工作を押し切って Suresnes 会談を実現に導いたのは「Mayenne 公の不動心と遵法の態度^(注23)」によるのだと Du Vair は持ち上げる。Suresnes 会談は（実際にそうであったように）「極めて順調に進みました^(注24)」。Navarre 側は教皇に対して Henri de Navarre の赦免を求める使者を送ることを約束し、「この言葉には、最も激した精神の持ち主も鎮まり、外国人〔スペイン人〕との協定はすべて無効になると思われました^(注25)」。Suresnes 会談の結果に危機感を抱いたスペインは反撃に出る。三部会代表の買取工作はもはや誰憚ることなく白昼公然と行われる。

この時、スペイン国王が市庁の年金未払い分を全額支払うと約束した手形が配られました。それから、金包みが、それを欲しがる者、それに汚染された者の家に公然と運ばれました。更に悪辣で恥ずべきことに、三部会代表を確保しておくために金を支払えという、スペイン大使が財務官に宛てたスペイン語の命令書が三部会の部屋のテーブルの上に置かれ、実際にそれに従って支払いが実施されたのです。^(注26)

裏で行われた工作が三部会代表の買取であるとすれば、表立って行われたスペインの反撃は、皇女 Isabelle のフランス王位継承権の正式な主張であった。そのために Mendoze という法学博士をスペインから呼び寄せ、皇女の皇位継承権を主張させるとともに、その最大の障碍となるサリカ法を攻撃させた。だが、そのいずれも、スペインの意図する成果を上げることができなかった。

その後、スペイン人が三部会に乗り込んできて、Inigo de Mendose [sic] 博士の口から、かの皇女がフランス王国に主張している権利を発表しました。Mendose は、この件については三部会の判定を求めるのではない、かの皇女に権利がある以上、現実にもそうである通りに彼女を女王と認める以外に信仰の護持も王国の安息も望み得ないことを、三部会代表たちに知らせるためなのだと語ったのです。皆さんがこの演説を聞くために召集された時、皆さんは単なる拒否でなく、轟然たる拒否を以て答えられましたが、それが人びとの心に敬意を呼び起こしたため、Dom Inigo の演説が終った時、この提案は全員一致により、口笛と嘲笑とともに否決されました。それについて、皆さんの勇氣は極めて大きいものでした、皆さんの不動心は、Navarre 側からさえ高く評価されました。その結果、最も墮落した連中も、顔を伏せて、「確かにフランスでは女性による統治は認められないだろう」と言わざるを得なかったのです。^(注27)

スペインによるサリカ法攻撃は、フランス人の間にかえってその尊崇、護持の気運を醸成し増大

させる結果となったのである。形勢不利と見たスペインは、皇女自身の王位継承権を取り下げる代わりに、フランス人名門男子との結婚による共同統治に軸足を移し、その実現に全力を挙げることになる^(注28)。スペインのその野望実現の舞台は三部会である。三部会ではスペインの工作が着々と進行しつつあった。

三部会代表の中にも皆さんのように溜息をつき、この王国の惨めで不吉な運命を嘆いている人はいます。しかし、皆さんも御存知のように、三部会の会議では多数派が決定権を握り、人より大胆で不遜な輩が勝ちを取めます。とりわけ彼らを支持する力を持っているときにはそうなのです。^(注29)

貴顕名門男子の中で皇女 Isabelle と結婚の可能性のある者たちは、全員がスペインからその可能性を匂わされて浮き足立っている。また、結婚の可能性のない者には、金銭や新たな地位をスペインは約束している。

スペイン人の目的は、いかなる代価を払おうとも選挙を実施させることにあります。名門の方々全員をその気にさせようと、彼ら全員に皇女〔との結婚〕を約束しました。それでこの方々は、自分こそ選ばれた者であると思ひ込み、スペインの提案の実現に血道をあげているのです。資格のない方々には大金と小さな王国が約束されました。彼らはこのような甘い口約束や空しい希望に振り回されているのです。^(注30)

こうした中、Suresnes 会談の終了から3日後、Du Vair も出席していた6月20日の三部会において、重要な報告と提案があった。まず、Suresnes 会談において Navarre 国王側から国王がカトリックへ改宗するという表明があったことが、三部会に正式に報告された。

皆さん、私は告白しますが、今月20日日曜日に、三部会において、この〔Suresnes〕会談であったことを聞き、向う側〔Navarre 側〕の人たちが Navarre 国王の改宗について行なった申し入れを聞いて私は非常に驚きました。そして、少なくともフランス人としての心が残っている者は誰もが、我々の安息を、あたかも夜明けを待つように、望み始めていることを知りました。^(注31)

また、同じ機会に、私はこの三部会において、スペイン国王に対して、その娘をフランス人の名門男子の一人に与えて（その方がフランス国王になるというわけです）くれるよう請願すべしという提案が行なわれたのを聞きました。^(注32)

スペイン派の提案に対して、Du Vair は当該三部会において反対を表明した。彼は「私にはこの審議の進行をくい止める他の方法がなかったので、我々には審議権がないのだと異議を唱えた^(注33)」のである。だが、スペインの影響力が浸透していた三部会では、彼のこの異議申立ては功を奏さなかった。

スペインが皇女 Isabelle の王位継承を諦めて、フランス人の名門男子と結婚させて共同統治を行うという路線変更を行ったことはすでに言及したとおりである。だがこの案は、スペインとフランス人との間で、具体的な手続きに関して面倒な問題が生じていた^(注34)。このようにして、法的手続き問題で行き詰まっていた三部会であるが、6月26日に至り、新たな提案^(注35)があり、事態が進展する可能性が生まれたのである。このまま事態がスペインの思惑に従って進むならば Du Vair 等にとって取り返しのつかない結果になるのは目に見えている。最早一刻の猶予も許されないところに至っているのだ。

皆さん、事態はここまで来ているのです。私には皆さんの顔が青ざめるのが見えますし、驚きに満ちた呟きが漏れるのが聞こえますが、それも無理はありません。なぜなら、これほど強大な王国の運命が、かくも勝手に、かくも厚かましく、弄ばれたのは前代未聞ですから。これほどの王冠がかくも露骨に取引され、皆さんの生命、財産、名誉そして自由が、今日ほど臆面もなく勝手にされるのは、聞いたことがないからです。しかもその場所がどこでしょう。フランスの中心、法律の番人、この元老院の眼前なのですから。皆さんをこの陰謀の単なる参加者ではなく、フランスで仕組まれているあらゆる厄災の犯人にしようというのです。^(注 36)

以上が高等法院の代表として三部会に出席してきた者としての Du Vair の「報告」である。三部会のこの現状にどう対処すべきか、これが次の課題である。

3. [フランスの自由の危機：高等法院の行動の時]

事態がここにまで立ち至った原因はどこにあるのだろうか。Du Vair は、高等法院がその果すべき責任、職務を放擲してきたことが、スペインを、そして三部会をここまで増長させ、暴走させたのだとする。

ですから皆さん、目覚めてください。そして皆さんがその番人である法の権威を今こそ發揮して下さい。なぜなら、この病気に何か薬剤があるとしたら、それは皆さんだけが処方することができるのです。この企みの張本人たちに、それを実行する手段と勇気を与えるのは、皆さんの忍従と見て見ぬ姿勢なのです。王侯たち、領主たち、全ての善き人びと、さらにこの王国の一般の人たちの口をつぐませ、この陰謀に勇気をもって反対するのを妨げるのも、それが原因なのです。人びとがその見聞していることにじっと耐えているのも、皆さんの態度が原因なのですし、これらの事柄は皆さんの権威と同意を以て提案されたものだと言われているからです。^(注 37)

Du Vair は高等法院の同僚評定官たちに立ち上がり行動するよう促す。それでは高等法院として行動する根拠と具体的な方針はどのようなものであるか。まず根拠となる権限についてはこう述べる。平時に国王が定める王令でさえ、高等法院はそれを審議し、登録し、建白する権限を与えられている。今回の三部会は、法的にも（国王が召集したものでない）実際上も（スペインが裏で糸を引いている）、多くの問題を含んでいる。そこでどのような決定がなされようと、それについて高等法院が審議をし、判決を下すのは全く正当な行為である。

皆さんはこの王国の法の衛護と監督権をその手に持つておられるのですから、それを行使する権限があることは誰も疑っていません。この会議も皆さんの権限により開催されているのです。合法的に召集されたフランス三部会において決定されることは、国王の王冠、国王の司法の座に列席する皆さんにより、パリの法廷において吟味した後でなければ効力を持ちません。合法的に審議され、正式に採択され、全体の同意を得た事柄でさえ皆さんの承認によってはじめて効力を持つのですから、陰謀によって論じられ、法と国家の救済に反して提案された事柄は、全てのよき人びと、自分がフランス人であるといっている全ての人びと、わずかでも羞恥心の残っている人々が公然と反対しているのですから、皆さんの判決によって断罪し、彼らの危険な計画の不吉な進行をとめることが当然できるはずなのです。^(注 38)

事態は切迫している。6月28日は週明けの月曜日であった。Du Vair を含めた数名の高等法評定官は、日曜日でスペイン側が休息している合間を利用して作戦を練った。高等法院の評定官に行動（ある意味で蜂起）するよう促すことこそ、6月28日の高等法院総会における Du Vair の役割であったから、当然、彼の演説は熱を帯びる。フランス人としての心情に訴えかけ、彼らの利害や名誉に言

及することも辞さない。

ですから、幸運が与えてくれたこの機会を利用してください、そして皆さんの為すべきことを今すぐ実行して下さい。皆さんの名誉と安全、そしてフランスの救済が、皆さんの行動を求めているのですから。^(注 39)

皆さんの中で、その地所、家具、家屋、官職がすでに他人に割り当てられていない人はいないのです。ですから、権力を篡奪した者たちからその権力を取り上げ、自分たちの行為は皆さんの命令によるものだ主張している者たち（人々は彼らの権威は皆さんが彼らに与えたのだと思い込んでいます）を否認するのに、何をためらうことがありましょう。他人に反対すると宣言したり、彼らの正体を暴いたり告発するのは気がすまないというのであれば、せめて彼らの目論見にはっきり反対しましょう。そして、彼らがその暴力によって我々を封じ込めないように、我々は判決によって彼らを封じ込めましょう。人びとが「高等法院が三部会の開催を命じたのだ、その三部会でこのようなことが決定されたのだ」と語るのを、我々は甘んじて受けるのですか。その後で、おそらくは、喉下に短剣を当てられて、それを認めさせられるのです。そうすれば我々は、その悪〔痛み〕に苦しむだけでなく、その犯人と見做され、汚名を着せられることになるのです。^(注 40)

4. [採決すべき判決案]

Du Vair は高等法院総会において、この日に審議して採決すべき下記の判決案を示すとともに、賛成票を投ずるよう同僚たちに促す。Du Vair のテキストを簡条書きに整理すれば下記ようになる。

- ① これまで高等法院は、カトリック的、使徒的、かつローマの宗教を守ること、そしてフランスの国家と王冠とを、王国の法によって授けられるいともキリスト教的で、カトリック教徒でありかつフランス人である国王の統治下に保つこと以外の意図を持ったことがなかったと、宣言すべきであります。
- ② 今回の問題については、本日の午後に、部長の一人が、できるだけ多数の評定官を同席の上で、この王国を外国の皇子や皇女に委譲するような協定を締結しないように、Mayenne 公に建白すべきです。
- ③ 国家の基本法は護持されるべきであり、カトリック教徒である国王の宣言のために高等法院が下した判決は実施されなければなりません。
- ④ この目的のために、国王は自分に委ねられた権限を用い、できるだけ速やかに、極度の困窮状態にある民衆の安息を図るべきです。
- ⑤ 外国人である皇子あるいは皇女の擁立のために締結された、あるいは今後締結される協定は、サリカ法と王国の全基本法に反し、すべて無効である、そしてその協定を推進し、賛成し、あるいは同意する者は、全員、元首への反逆罪で有罪となる、と今すぐに宣言すべきです。^(注 41)

上記の中で最も重要なのは、基本法であるサリカ法の護持であると Du Vair は訴える。スペインの目論見の最大の障壁となっているのはサリカ法の規定であり、それゆえにスペインはサリカ法の廃棄を要求しているのだ。サリカ法こそフランス王国の基盤たる基本法であるとここで再確認することが必要である。

なぜなら、今日、わが国の法はすべて、しかも一気に、覆されようとしているからです。とりわけ狙われているのはサリカ法であり、Dom Inigo de Mendose が反論したのもサリカ法、説教師たちが説教壇で非難を浴びせているのもサリカ法です。しかし、この王国を 1200 年の長きにわたり維持し、同一民族の男子から男子へと、我々の時代の王家にまで引き継いできたのはサリカ法なのです。我々をアングロ人の苛政から保護し、内乱に乗じて侵入してきたアングロ人をフランスの主要部から追放したのもサリカ法なのです。要するにサリカ法は全ての法律の基であり、我々の運命の支柱であり、我々の安息の保障であり、フランス国家の華であり誉れなのです。^(注 42)

今日の会議で最も重要なことは、いささかの逡巡も持たずに遅延なく上の判決を採択することである。すでに「背景」で指摘したように、高等法院関係者の中には4-5名の強硬なスペイン派がいたし、この期に及んでもまだ逡巡する者も少なくないことを Du Vair は承知していた。それは Mayenne 公を見限ることができない者たちであり、保身を第一として自分の身の安全を何より重視する者たちである。事の成否はこれら軟弱な逡巡派を説得して賛成票を投じさせ得るか否かにかかっていた。

少し冷めた血をもっている人たち、そして臆病さが、慎重さという誤った名の下に、常にその勧告を鈍らせている人たちには、次の二通りの考えのあることを私はよく承知しています。一方の人たちは「君の言うことはよいことだし、救いになる必要なことだが、それを実行する前に Mayenne 公に言う方がよいだろう。これほど重大な事柄について、我々は公を無視してはなるまい」と言うでしょう。もう一方の人たちは「それを実行する前に、まず我々の安全を確保し、この町にいる三千名を超える強大な駐屯軍に気づかれないよう手を打つべきだ。彼らが我々の意図に気づいたら、我々の同意を通して獲得できないことは力づくで手に入れようとするだろうから」と言うでしょう。(注43)

だが今はこれら日和見派、逡巡派の言葉に時間を浪費すべき時ではない。Mayenne 公については、今回の三部会召集以来の経緯をみれば、公が我々高等法院と意見を同じくしていることは明らかではないか。我々は公の心中を察して行動すべきなのだ。今、公に連絡を取りその意見の表明を求めることは、かえって公を危険に陥れることになるのだとする。

貴顕の方々には、為すべきだと思っても、率直にそう命令できないことが沢山あるのです。皆さん、今回の問題はそのような性格のものなのです。それは我々の口では正当で、有用で、必要で、ふさわしいことですが、Mayenne 公の口ではおそらくそうではありません。我々が公に対して与える可能性のある最大の不快と迷惑は、この件について公がどういうつもりなのかと問いただすことだと私は思います。それは公に強制すること、公の本意とは反対のことを我々に向けて言わせること、あるいは公の生命を明らかな危険に曝すこと、そして公の手中にある事柄を間違いなく台無しにすることなのです。(注44)

高等法院関係者たちの身には本当に危険が迫っているのでしょうか。そんなことはないのだ。パリに駐屯するスペイン兵たちは、民衆の目が光っている中で、乱暴な行動はできないであろう。また、スペインの常套手段は、自分で手を下すことはせず、敵を内部分裂させ、同士討ちをさせるというものである。しかし、スペインの手先である les Seize は市民の支持を失っており、もはや恐れるには足りない。それゆえもう身の危険を心配する必要はないのだと Du Vair は同僚たちを説得する。

そして、それ以上に、この町に駐屯している外国軍に対する恐れに捕えられないようにしましょう。我々は民衆を味方につけているのですから。民衆は自分たちの痛み〔悪〕を自覚し、自分たちの善にとってなにが必要か分っており、我々に注目し、我々からの救済を待っています。スペインの駐屯兵は民意に逆らって何事かを企てるほど多くはありません。それに、簡単に退去できる場所にいるわけでもありません。彼らはこの王国の中心地に、四方八方を敵に囲まれているのです。それに彼らの目的はこの町ではなく、この町は失ってもよいと思っており、王国全土が狙いなのです。彼らがこの町で企てていることがうまく行かなければ、彼らに対する信頼は全土で失われ、彼らの試みは無に帰すであろうことを彼らは十分わかっているのです。ですから、皆さんが御承知のように、彼らが何か皆さんの意に反することを企てる時には、皆さんと同じ市民の手でそれを実行させるのが彼らのやり方なのです。しかしこの手はもう使えません。les Seize はもうこの世に存在しませんから、この点については何も恐れることはないのです。(注45)

高等法院が慎重派、逡巡派の言葉に耳をかして審議に手間取り、時機を逸するならば、次のような事態に陥ることが考えられるが、それこそ最も避けるべき事態なのだと Du Vair は強調する。

もし我々が彼ら [高等法院評定官の慎重派・逡巡派] の言うとおりにするならば、結果的には最も避けねばならない次のような事態を迎えることになるでしょう。我々がこの審議に手間取るなら、我々の計画は頓挫し、実現は望み得ないでしょう。我々が今日集まった理由を人々は知らないし、そこで何が決議されるかを誰にも知られないように我々は計画を立てたのですが、我々がひとたび分裂したならば、どの様な嵐、転回が我々に襲いかかってくるか分かりません。そうなればスペインのあらゆる力が、我々を滅ぼし押しつぶそうと襲ってくるでしょう。というのも、我々がこの計画を実行した暁には、スペイン人が我々を侵害しようとしても無駄でしょうから。実現されたことは、取り消しできないでしょう。しかし、そのために我々が集まっていると彼らが知るなら、彼らが妨害しないことはどう考えてもあり得ません。(注 46)

それゆえ、今日 (6 月 28 日) のこの総会で判決をなんとしても採択することが必要なのである。

5. [採決]

Du Vair がこの演説を終えると、Le Maistre 部長による正式判決案の提示があり、採決が行われた。30 分後に投票が行われ、Du Vair の提案がすべてそのまま採択された訳ではない (たとえば大逆罪規定は外された) が、その核心部分は「満場一致で」採択された (注 47)。なお、この判決は部長の名を借りて「Le Maistre 判決」と呼ばれた。判決はその後で王方衆 (国王検察官) に通告され、承認を受けた (国王代訟官 Molé が Du Vair 等と連絡を取っていたのは確実である) 後、直ちに印刷に付され、各所に配布された。

パリ高等法院 (総会が開かれた) において、王国基本法とりわけサリカ法の侵害を企てる者たちに対抗する重要な判決が下された。この判決は印刷された。これは今でも「Le Maistre 部長判決」と呼ばれているが、それは彼が主たる評定官であり立案者の一人であったからだし、またフランスの自由を護持し、導入されようとしていたスペインの暴政に反対する世論を醸成することに成功したためである。この件に関しては Du Vair 評定官が Le Maistre 部長を補佐して多大の貢献をした。全員が部長の意見に賛成をしたから、居合わせたリーグ派たちは、この判決に驚いたが、動転して為す術がなかった [...]。(注 48)

かくして Du Vair 等の高等法院評定官がスペイン (および或る意味で Mayenne 公) に対して計画した一種のクーデタは成功し、判決は動かし得ない既成事実となった。後は、名目上の国家元首である Mayenne 公に対する報告と説明が残るのみである。

6 月 29 日火曜日、la Saint-Pierre の日、高等法院は昨日の判決について説明するために、朝から Mayenne 公に会いに出かけた。Le Maistre 部長が説明したが、Mayenne 公はそれに短く答え、見たところ極めて不機嫌そうだった。公は顔色を変え、帽子を 2、3 度落とした。(注 49)

高等法院に欺かれたとして憤懣やるかたない Mayenne 公は、翌 30 日、腹心 Belin を高等法院に派遣して判決確定手続きの延期を求めた。これに対して高等法院側は、再び Le Maistre 部長が 2 名の評定官を伴って Mayenne 公邸を訪れた。

Mayenne 公は怒り心頭に発し、自分がこれだけ強く頼んでいるのだから、高等法院は、これまでの友誼に照らして、判決を変更すべきである。さもなければ、高等法院が自分に対して看過できぬ侮辱を加えた以上、本意ではないが武力に訴えねばならぬと語った。これに対して Le Maistre 部長は、武力や実力行使につい

ては、公がそんなことをされない賢慮をお持ちだと高等法院は考えているし、万一そんなことをなさるならば、神は正義の側に立たれようし、高等法院の判決は正義に従ったまでのことであり、公を侮辱するつもりなど毛頭なかったのだと答えた。^(注50)

これで高等法院と Mayenne 公との勝敗は決した。Mayenne 公は、従来より、表面的には高等法院と足並みを揃える姿勢を保っていたが、皇女 Isabelle とフランス人名門男子との結婚については、裏でスペインと交渉を続けていた。自分が皇女と結婚するのは不可能であるが、自分にとって最も都合のよい者と結婚させようと画策を続けていたのである。ところが7月に入ると、公はスペインとの交渉継続を突然拒否した。ここには6月28日の判決の影響が明らかに現れている。「高等法院は、いかに軽んぜられ弱体化しているとはいえ、それでも畏怖すべき道徳的力であった。Mayenne は高等法院構成員の決然たる態度にそのことに気づくことができた^(注51)」からである。フランス人ほどパリ高等法院の権威や威光に敏感ではないスペインは、なお最後の抵抗を試みるが、スペインの意を受けて動くフランス人は今や皆無となり、撤退せざるを得なくなる。以後のフランスは、Henri de Navarre のカトリックへの改宗と国王への正式即位を規定路線として、もはや誰にもその流れを止めることはできないであろう。

Ⅲ．考察

以上、Du Vair『著作集』の印刷テキストに基づいて、その証言を追ってきた。以下、他の資料をも勘考して、幾つかの重要と思われる点について考察する。

1. [サリカ法について]

まずサリカ法について述べておくべきであろう。サリカ法 Lex Salica, la loi Salique はゲルマン古法の一つで、ゲルマン民族のフランク族、さらにその中のサリ部族に伝わる古法として伝承されてきたもので、ラテン語のテキストが伝わる。フランス史においてこのサリカ法が持ち出されるのは、王位継承問題に関わる場合であり、サリカ法が女子の王位継承を禁じているという文脈で持ち出されるのを常とした。女子の王位継承権を否定した規定とは、相続規定である「遺産について De alodis」第5項である。

「土地についてはただし如何なる相続財産も婦女に帰属すべからずして、男性、兄弟たる者にすべての土地は帰属すべし。」

De terra vero nulla in muliere haereditas non pertinebit, sed ad virilem sexum qui fratres fuerint tota terra pertineat. ^(注52)

そもそもサリカ法の上の規定自体は、サリ族の部族民全員に適用されたものであり、決して王位継承法といった性格のものではなかった。また、土地以外の一般的財産に関しては女子の相続権が明確に規定されていた。これが女子の王位継承権を否定する根拠法とされたのは、歴史的な拡大解釈によるのである。

フランス王位継承問題に関してこのこの条文が持ち出された先例としては次の事例がよく知られていた。1316年にカペー朝の国王 Louis X が一人娘 Jeanne を残して亡くなるが、サリカ法の上記の

規定を根拠として Jeanne には王位継承が認められず（その代りに Navarre をフランスから切り離して与えられた）、Louis X の弟である Philippe V（長軀王）が後を襲った。なお、Louis X と Philippe V の姉妹である Isabelle はイングランド王 Édouart II に嫁していたが、Édouart II はサリカ法の規定を認めず、婚姻による自らのフランス王位継承権を主張し、これが百年戦争の原因となった。^(注 53)

今回、サリカ法が広く話題になったが、これは上記に続く 2 回目の事例と言ってよい。また、サリカ法が話題に上る時に問題となるのは、女子の王位継承権の否定とともに、最近親者による相続規定^(注 54)であった。国王 Henri III には子がなく、またその見込みもなかった。王弟 Anjou 公 François にも子はなく、彼は兄 Henri III に先立って 1584 年に亡くなっていた。ここで Henri III が崩御することになれば、最近親者はユグノーである Henri de Navarre ということになる。Anjou 公の死を契機にして、ユグノーの国王がフランスに生まれる可能性が出てきたということで、特にカトリック陣営の中でサリカ法の「最近親者規定」に関する議論が徐々におこっていた。

1589 年に Henri III が崩御した後、Du Vair 等（Politiques と呼ばれた人々）は、Henri de Navarre 以外に新国王として適任者はいないとの考えに傾きつつあった。その際問題となるのは Henri de Navarre がユグノーであり、カトリック教徒でないという一点であり、サリカ法の規定に関しては全く問題はなかった。事実、Du Vair は、『サリカ法護持演説』に先立つ演説『和平の勧め』^(注 55)では「サリカ法」に全く言及していない。また、法曹家の間でさえ、サリカ法に関する知識や理解は決して深くなかったとする証言もある^(注 56)。

Du Vair をはじめとして高等法院関係者がサリカ法護持を主張し始めたのは、スペイン皇女 Isabelle のフランス王位継承問題と、その変形である共同統治問題が出てきて、スペインがその障碍となるサリカ法を攻撃し始めたからであった。スペインがサリカ法を執拗に攻撃することは、それが高等法院にとって極めて強力な武器となることに彼らが気づいたのである。言い換えれば、サリカ法護持という主張がスペインの陰謀を打破する強力な武器となることを、スペイン自身が Du Vair 等に教えたともいえる。「サリカ法を護持すべし」という主張は「スペインの主張を拒否すべし」ということに他ならなかったが、「サリカ法」の語はフランス人にとって一種の神通力を持っていた。Du Vair 等にとって重要だったのは、サリカ法に定められた具体的な規定の理解であるよりは、「サリカ法」という語が持っていたこのノスタルジックな力、カリスマ性だったのである。

2. [高等法院判決という作戦]

すでに言及したように、6 月 28 日の高等法院総会におけるサリカ法護持の判決はその後のフランス王国の運命を決定づけた文字通り画期的なものであった。次にこの作戦が、何時、誰により、どのような経緯で立案されたのか、またそれが成功した理由は何だったのかを考えてみたい。

まずこの作戦の概要を整理しておこう。当時、反 Navarre 陣営にとってフランス王国の形式上の首長は王国総代理官たる Mayenne 公であった。しかし、高等法院は、伝統的に王令を含むあらゆる決定に関して審議し登録する権限をもつのであるから、Mayenne 公の決定や命令に無条件で従わねばならぬ理由はない。高等法院の審議権、登録権、および建白権は、三部会の決定に関しても適用されるはずである。然るに、今、三部会においては、スペインの皇女と結婚して新国王の地位に就くべきフランス人を指名する動きが、防ぎようのない勢いで進行している。このままではフランス

はスペイン国王の手中に落ちてしまう。

三部会の決定が一旦出てしまえば、高等法院がそれを審議し、場合によれば否認することは、法的には可能であるとしても、現実には不可能であろう。それならば、高等法院として、先手を打って、スペインが三部会で実現を企んでいる計画を、それがフランスの国法に照らして違法であるとする判決を予め決議することにより、阻止するという方法があるではないか。この方法は法手続きとして全く瑕疵がないし、この判決が可決されたなら、Mayenne 公を含めて、何人たりとも、少なくとも平和的手段によっては、対抗することはできないだろう。以上が Du Vair 等の計画の骨子である。それではこの計画を着想したのは誰であったか。この点については確言することはできない。しかし、Du Vair の序文などからみて、最初にこの方法を思いついたのは、高等法院予審部の評定官の一人（恐らく Marillac）である可能性が高い（注57）。少なくとも Du Vair ではないようである。あるいは、Du Vair を含めた志を同じくする何名かの評定官たちの会話の中から生まれたものかもしれない。

着想はよいが、果たしてそのような計画が成功する可能性があるだろうか。立案者たちが次に検討したのはこの点であったはずである。高等法院の現状を見ると、評定官の多くが心情的に反スペインであることは疑いを容れない。しかし、それはこの判決に彼らが賛成票を投ずることを必ずしも意味しないだろう。ことの成否は、優柔不断で逡巡する評定官たちを説得して味方に引き入れることができるか否かにかかっていた。時間をかけて根回しするという方法は取れない。それでは必ずスペイン側に情報が漏れて、妨害されることは必至である。高等法院の総会を開催して、そこで一気に短期決戦にでるしか方法はない。総会において評定官たちを説得する演説をすることができるとか、それこそが成否を決するのだ。ここに Du Vair にその大役が委ねられた理由があった。彼は「巧みな人心掌握家としての真価を発揮し」（注58）、その任を見事に果したのである。

6月23日、Marillac は予審部において三部会で何が行われているかを報告し、大審部に総会開催を要求すべきだと説得した。予審部の要求に対して大審部は最初は「生命の危険」を理由に躊躇するが、結局6月25日（金曜日）に総会を開催すると決定した。25日に高等法院総会が開催されると、Mayenne 公は腹心を派遣して、その総会を週明けの28日（月曜日）まで延期するよう求めた。自分は三部会対策で手一杯だったからである。この経過を見ると、Du Vair 等の計画は6月27日までの数日間最終的に練り上げられたものであろう。

Marillac と何名かの予審部評定官、Du Vair と数名の大審部評定官がこの作戦の立案に参加していたことは前述の通りであるが、その名前は確定し難い。Du Vair は、28日に何が審議されるかを知っていたのは予審部を含めて5-6名のみであったと証言しているから、残りは多くない。Le Maistre 部長は当然知っていたであろう。また、判決案（注59）は Du Vair 邸で作成されたが、Du Vair と Pierre Pithou および Nicolas Le Fèvre との共同作業だったとされる（注60）から、この二人は加わっていた可能性が高い。また、評定官ではないが、投票後の手続きが迅速に進んだことを考えると、国王代訟官 Molé も加わっていた可能性がある。（注61）

それでは、彼等がこの作戦を立案したそもそもの契機はなんであったか。少なくとも次の二つの要素が考えられよう。第一には、5月半ば過ぎに Suresnes 会談が終了して以降、和平が思うように実現しないことに関し、高等法院は職責を果していないという批判が一般市民の間で強まってきたことであり、第二には、国民意識の高まりが見られたことである。特に「サリカ法護持」という言

葉が求心力を発揮して、カトリック穏健派や一般市民の間では反スペインの機運が高まりを見せてきた。これにより、高等法院の決起派は、反スペイン法案を出せば可決できると判断したと思われる。

第一の、市民の高等法院への批判の高まりについては Du Vair の演説テキストでも繰り返し言及されている。

我々高等法院がフランスに対して最も簡単な言葉さえ拒否して、フランスが危機に瀕しているというのに、我々がその番人に任じられている法を防衛しないというのであれば、我々はどれほど非難されるでしょう。^(注62)

第二の、国民意識の高まりに関しては、それまでリーグ派寄りと目されていた人びとや、中間派とみなされていた人々からも、サリカ法護持発言やスペイン非難発言が相次いでいたことに注目すべきである。たとえば5月28日には；

高等法院の方々が、昼食後3時から6時まで会合した。議題はスペインの皇女〔の即位〕とサリカ法廃止に関する Feria 公の提案だった。高等法院は、国王弁護官 Hotteman 氏を通して、その時王宮のバイイ裁判所に居た Mayenne 公に対して、高等法院の決定（「それはなすべきではないしできもしない」）を手短かに連絡した。なかでも国王代訟官 Molé 氏は勇敢に発言した。同氏は Mayenne 公に向って、自分は生命も生活も殿下に捧げるつもりだが、自分は真のフランス人であり、フランス人として生まれフランス人として死ぬ身である。そうでなくなるくらいなら、命も財産も捨てるだろうと語った。^(注63)

また、5月29日にスペイン人の法学博士 Mendoza の演説に対して公然と大きな批判の声があがったことについての Du Vair の証言はすでに引用したが、同じ件について、L'Estoile の証言を引いておこう。

5月29日土曜日、朝9時から11時まで、Mendoza博士が三部会においてサリカ法反対演説をラテン語で行った。Mayenne公も出席していたが、人々の言うところによると、Mayenne公が出席していなければ博士の演説は中断させられたであろうとのことだ。誰もが嘲笑うように首を振っていたからだ。高等法院と会計法院の方々はそこに居ることさえ望まなかった。^(注64)

スペインに対する反感とサリカ法護持の心情は、従来スペイン派とみなされていた者たちの間にさえ広く認められた。たとえば、Suresnes 会談でパリ（三部会）側の団長を務めた Lyon 大司教 Pierre d'Épinac さえサリカ法護持を明言していた。また、Senlis 司教 Guillaume Rose（1542-1602）はリーグ強硬派として知られ、その説教は異端者 Henri de Navarre を舌鋒鋭く攻撃して呵責ないのであった。ところがこの Rose も、スペイン皇女のフランス王位継承問題が表面化するや、スペイン国王を激しく非難した。

5月13日木曜日、Feria 公が諮問会議においてスペインの皇女をフランス女王にすることを提案した。公は主人であるスペイン国王がフランスにおける宗教の保全に30年間にわたり果たしてきた大きな功績、力、および援助を引き合いに出した。Rose は怒り狂って（彼のような気違いには全く似合いだと人々は言った）、そのことならスペイン国王は宗教のために為すべきことを何もしていない、もっと為すべきことがあったはずだと答えた。更に、スペイン国王はその報酬を天国に待つべきであって、地上のことについては、この王国の基本法がスペイン人国王を持つことを禁じている以上、その提案は受け入れ難いと答えた。^(注65) いずれにせよ、6月28日の朝には、その日の高等法院総会で判決の採決に持ち込むという作戦が

出来上がっていた。この計画が露見すれば妨害に会うことは必至であるから、事は秘密裏に進められていた。Mayenne はこの会議が停戦について審議するものと思い込んでいた。

評定官のうちでごく少数の者、Du Vair によれば5-6名だけが何が起きるのか知っていた。他の評定官には、彼らの気に入る動議が出たら発言をしないですぐに〔賛成〕投票するようにとだけ告げてあった。というのも、時をかければ気づかれる恐れがあり、迅速に事を運ばねばならなかったからだ。しかし行動する段階になって勇気が萎える。最初に発言することになっていた4名は何も知らないといって辞退し、集まった理由を知らない振りをした。5人目の Mareschal は大げさな口調で、三部会に出席していた者に発言を譲ると言った。Du Vair は6人目であったが発言した。誰もできなかったことをはっきりと大胆に発言した。^(注66)

6月28日当日の高等法院総会で最も肝心なのは、無駄な時間をかけずにできるだけ早く採決に持ち込むということであった。Du Vair の前に5名の評定官が発言を辞退し、Du Vair は6人目であったのは上記の証言や Du Vair 自身の言葉から確実だが、彼らのこの辞退も事前に計画された行動だった可能性がある。また、すでに言及したとおり、Du Vair の実際の演説は45分で終了したとの証言が残っており、我々が彼の『著作集』で見るテキストはほぼその倍の長さである。この演説内容と印刷テキストの違いについては、後で『著作集』に収める時に加筆されたとする説が有力であるが、あるいは最初から現存の印刷テキストに近い原稿があったのだが、時間を無駄にしないために Du Vair が一部を割愛して読み上げた可能性もある。

こうして Du Vair 一世一代の演説が行われた。すぐに投票に移る計画であったが、悪気はないのだが一言言わずにはおさまらない一言居士の評定官が発言を求め、神学まで持ち出し始めたので、全員で押しとどめたという。数少ないリーグ派評定官である Hacqueville, Neuilly 等は、不意を突かれて為す術がなかった。議決後、王方衆^(注67)に通告が行われ、その承認を受けた。また王国総代理官たる Mayenne 公に高等法院の判決と建言を伝達する使者として、Le Maistre 部長が指名された。Du Vair 等は、28日のうちに判決文の抜粋を2部作成し、Saint-Denis の Navarre 陣営に送るために国王秘書官に署名させる時間的余裕があった^(注68)。

Du Vair とその同士たちはものの見事にスペイン派と Mayenne 公に一杯くわせることに成功した。この成功の原因は、Du Vair の演説がそれまで逡巡していた高等法院の評定官たちを動かしたことにあり、その功績は極めて大きなものであった。

3. [雄弁家 Du Vair の栄光の日]

Du Vair の『サリカ法護持演説』は所期の目的を果し、大きな成果を上げた。これが後のフランス政治の動向を決定づけたことは上述の通りであるが、同時に、雄弁家としての Du Vair にとっても、この演説は一世一代の業績となった。「Du Vair の生き生きとした行動的で実践的な雄弁は、16世紀の他の誰にも真似のできないものである」と RADOUANT は述べている^(注69)。この演説の特徴は、なりよりもまずその題材の緊急性にあった。これに先立つ演説『和平の勧め』に比べると、この演説は簡潔で雄渾な言葉を使い、論旨が明快で逸脱がない点で際立っている。そこには必要以上の美辞麗句も文体上の技巧もない。印刷テキストについて検討しても、多少の文飾は認められる^(注70)が、全体として、読んでいても緊迫した演説を聴くような緊張感を覚える文章である。彼の他の著作や演説にあるような古典テキストの引用、比喩は使われていない。この演説のフランス語は17世紀の散文フランス語の成立への大きな一里塚となるものである。

6月28日の高等法院の行動の立役者として Du Vair の名は広く知られることとなった。Navarre 陣営は当然彼の功績を大とした。以後の Du Vair の栄達^(注71)の基礎がここに確定したといってよい。だが、一身上の栄達以上に、Du Vair にとっての満足は、自らのこの日の演説によって高等法院の同僚を説得し得たこと、それによりフランスを国家存亡の危機から救い得たことによる満足感と自負心^(注72)にあったであろう。

この行動は、すべての人間にとって痛快なもの、この国家にとって実り豊かなもの、全ての外国人から称賛されるものとなるでしょう。その結果、皆さんは、皆さん自身とともに民衆を救済することになり、これまでにこの元老院〔高等法院〕の行った行動にも増して、多大の名誉、評判、栄光を手に入れることでしょう。

(注73)

4. [高等法院と三部会]

Suresnes 会談以降のフランス政治は、三部会と高等法院との対立を軸として進行したと見ることができる。この対立は、三部会に拠るスペイン派と民族派である高等法院という単純な図式では必ずしも十分に理解できない。そこには法と国家体制との関係に関する理念の違いが反映されているのである。6月28日の高等法院決議の意義も、高等法院と三部会の対立が含意する意味という観点から見ておく必要がある。最後にこの点について一言述べて小論を終えたい。

高等法院はサリカ法を含む王国基本法の護持を議決した。高等法院の主張する基本法の理念の中には一種の制限王制の理念がある^(注74)。これに対して、三部会は、王国代表の集合体として一種の絶対的権限を主張し、サリカ法であれ廃止も変更も可能であるという立場に立つ。「どちらの場合も、王権の制限が問題となっている。しかしながら、国王からすれば、高等法院が導入を欲する王権の制限は、三部会の主張するものに比べれば危険性は遥かに小さい^(注75)」。この意味において、6月28日のパリ高等法院総会で Du Vair 等が勝利を収めたことは、Henri de Navarre にとっては「渡りに船」であったといえる。Du Vair 等の高等法院に拠る法服貴族たちは、今回の行動によりいわば Henri de Navarre に「貸しを作り」、その報償として自分たちの要望がいっそう多く受け入れられる政体を期待した。しかし、その後のフランス政治が彼等の希望する方向に進まなかったことは、歴史の示すところである。

Henri de Navarre は、Henri IV として正式に王位に就いた後、高等法院の期待した王権制限を拒否する。今回の高等法院の行動が自分の王位就任に大きく貢献したことは認めながらも、高等法院に対する警戒心を解くことなく、また高等法院関係者に対する嫌悪感を時に表明している^(注76)。高等法院評定官が新興の特権階級を構成していることを、絶対王政を目指す Henri IV は看過することができなかった^(注77)。しかし、Du Vair の理想とする政治体制と Henri IV 即位後のフランス政治との関係についての考察は別稿に譲る。

〔 注 〕

- (1) 九州大学大学院言語文化研究院「言語文化論究」27号
- (2) L'Estoileによれば、1592年12月時点で、Paris 高等法院の評定官は51名であり、そのうち5名を除いた者が Politiques であるかまたは彼らに好意的であった。
L'Estoile の引用については；
Mémoires-Journaux de Pierre de L'Estoile, édition pour la première fois complète et entièrement conforme aux manuscrits originaux, par G. Brunet et al., Paris, 1878 および *Pierre de L'Estoile, À Paris pendant les guerres de religion, présenté, annoté et mis en français moderne par Ph. Papin, Paris, 2007* とに拠り、後者のページを示す。
L'Estoile, p.395
- (3) René RADOUANT, *Guillaume Du Vair, l'Homme et l'Orateur*, Paris, 1907, p.378-379
- (4) Isabelle-Claire-Eugénie d'Autriche (1566-1633)。この皇女をフランス人名門男子と結婚させ、フランスとスペインという二大カトリック王国の結びつきを確固たるものとしようという話は、Henri III 逝去の直後からあった。Isabelle はスペイン国王 Philippe II と三番目の妻である Élisabeth de France との長女である。母 Élisabeth はフランス国王 Henri II と Catherine de Médicis の娘であるから、Isabelle 自身は Henri II の孫に当り、フランス王室との関係は深い。しかし、この結婚話は1592年秋以降になると、単なる結婚から結婚によるフランス王国の共同統治という話に変わってくる。スペイン国王は Isabelle をフランス国王位に就けるか、それが無理であれば誰かカトリック教徒のフランス人王族と結婚の上で連帯統治を行う (gouverner solidairement) ことを要求した。羽賀「Guillaume Du Vair の『和平の勧め』」参照
- (5) 「しかし、両派とも相手の行動を妨害することに熱心で、歩み寄りや遅々として進まなかった。Henri IV の即位を恐れる側は停戦締結を遅らせて国王選出を急ごうとする。スペインの支配を恐れる側は、選挙を遅らせて停戦協議を急ごうとする。Mayenne は、どちらも自分の王国総代官職を終わらせる事態であることをよく知っていたから、両派に反対しようとする。」
RADOUANT, p.320-321
- (6) ここは L'Estoile の証言に従う。Michael WOLFE, *The conversion of Henri IV*, 1993, p.125 では4月23日としているが採らない。
- (7) WOLFE, p.126
- (8) WOLFE, p.126
- (9) WOLFE, p.130
- (10) RADOUANT, p.319
- (11) Jean-Marie CONSTANT, *La Ligue*, Paris, 1996, p.417
- (12) Du Vair のテキストとしては次の2種類のリプリント版を用いた。
① *Les Œuvres du Sr Du Vair Premier President au Parlement de Prouence*, 1614 ; Olms Verlag, 1973
② *Les Œuvres de Messire Gvillavme Du Vair Evesque et Comte de Lisieux, Garde des Seaux de France, Dernière Edition, reveue, corrigée et augmentée*, 1641 ; Slatkine Reprints, 1970
Suasion de l'arrest donné au Parlement, pour la manutention de la loy Salique に関しては、綴字法上の差異を除き、①と②に大きな違いはない。

煩雑を避けてテキストの頁の指示は①のみに限定し、以下 *Suasion*, p.123 の如く表記する。

- (13) 「しかし Du Vair が我々に残した演説は、彼が実際に行ったものと同じではない。実際の演説より少なくとも長くなっている。『Du Vair 殿はいつものように見事な演説を行ったが、その論文に示されたものほど長いものではなかった。』と Marillac は言っている。Du Vair 本人はもっとはっきりと演説には 45 分かかったと *Anecdotes* に述べている。印刷されたテキストを読み上げればこの 2 倍は必要である。」: RADOUANT, p.330
- (14) *Suasion*, p.51
- (15) *Suasion*, p.52
- (16) *Suasion*, p.53
- (17) *Suasion*, p.55
- (18) *Suasion*, p.55
- (19) *Suasion*, p.55
- (20) *Suasion*, p.56
- (21) *Suasion*, p.56
- (22) *Suasion*, p.56
- (23) *Suasion*, p.57
- (24) *Suasion*, p.57
- (25) *Suasion*, p.57
- (26) *Suasion*, p.58
- (27) *Suasion*, p.58
- (28) RADOUANT, p.319
- (29) *Suasion*, p.60
- (30) *Suasion*, p.58
- (31) *Suasion*, p.59
- (32) *Suasion*, p.59
- (33) *Suasion*, p.59
- (34) 「スペイン人は皇女がその出自の故に王冠の所有者なのだと考える。やむをえなければフランス人の名門男子を夫に選ぶかもしれない。だが、婚姻以前に女王である彼女がそのフランス人男子を国王にするのだということは確定している。逆にフランス人たちは、Espinac [sic] もはっきりと述べているように、そのような主張は認めない。皇女を一旦女王と認めてしまえばフランス人と結婚するという約束が反故にされるかもしれないし、それでなくとも彼女に女王の称号を認めること自体がサリカ法の否定となろう。リーグ派は、サリカ法を歪曲するとしても、それに公然と背反する勇氣はない。彼らは、もし可能なら、まず国王を指名し、その国王が皇女を娶るのが望ましいとする。しかしスペイン人はそんな案はにべもなくはねつける。もはや手立ては一つしか残っていない。それをリーグ派は 6 月 25 日に提案する。彼らは皇女とその夫として彼らが指名するフランス人男子を同時に承認することを提案する。だがこれではまだスペイン人の気に入らないし別の困難が生じた。それは皇女とその夫〔となるべきフランス人〕の発表を何時どこで行うかという問題だった。それは結婚後にフランスにおいてでなければならない。しかしそうすると、その発表までの間、皇女の称号がどうなるのかが分らなかった。カスティリアの自尊心は、皇女が名誉ある称号なしにフランスに来ることはないと言明している。他方、この発表をスペインで行うことは不可能である。なぜなら、パリで開催されている三部会だけがその権限を持ち、三部会だけが法的伝達を行う

- 権限をもつからである。」：RADOUANT, p.324
- (35) 「6月26日、リーグ派の知恵者が次の方策を思いつく。Mayenne が、三部会の承認を得て、国王と王妃の指名権をスペインに赴く数名の大使に委任し、それと同時にスペイン国王が皇女と選ばれたフランス人を結婚させるというものである。」：RADOUANT, p.324
- (36) *Suasion*, p.59-60
- (37) *Suasion*, p.60
- (38) *Suasion*, p.61-62
- (39) *Suasion*, p.62
- (40) *Suasion*, p.64
- (41) *Suasion*, p.73 - 74 (箇条書きは引用者)
- (42) *Suasion*, p.63
- (43) *Suasion*, p.70
- (44) *Suasion*, p.72
- (45) *Suasion*, p.72
- (46) *Suasion*, p.70-71
- (47) テキスト②には、最後に「判決は上記の通りに採択された」とイタリック体による一文 *l'Arrest fut donné en la forme & aux termes cy-dessus*. が付されている。この一文はテキスト①にはない。
- (48) *L'Estoile*, p.425 下線は引用者
- (49) *L'Estoile*, p.425
- (50) *L'Estoile*, p.425-426
- (51) RADOUANT, p.338
- (52) テキスト原文と邦訳は久保正幡『サリカ法典』1977 (創文社) による。なおラテン語テキストには、出典により多少の異同がある。
- (53) この点について、Du Vair より少し年長のバリ 高等法院評定官で、博覧強記で知られた Étienne Pasquier (1529-1615) は、大著『フランス研究』*Les recherches de la France* で次のように書いている。「この法 [サリカ法] の護持が我々にとって役に立ったことがあったのは本当である。それは Philippe de Valois が、Artois 伯 Robert の助言によりサリカ法護持を前面に押し立てて、Philippe IV (le Bel) の娘 Isabelle の夫イングランド国王 Édouart III [II の間違い：引用者] に対抗した時のことである。」：Étienne Pasquier, *Les recherches de la France*, 1566, Tome II, Chap.18, Édition critique de 1996, Paris, p. 500
- (54) 「しかしてこれら親系の中誰にても最近親たる者が相続財産を承継すべし。」Ex inde de illis generationibus quicumque proximior fuerit.：久保正幡『サリカ法典』p.101
- (55) 羽賀「Guillaume Du Vair の『和平の勧め』」
- (56) Étienne Pasquier によれば、「サリカ法」という名称がサリ族伝来の慣習法という正しい意味に受取られずに、次のような解釈もあったという。
「或る人たち (例えば Guillaume Postel) はサリカ法は古ガリアに淵源し、Gallique でなく Salique と称されたのは G の文字が S と似ていたからだと考えた。語源に関するいろいろな見解をここで語るべきではなかろう。ガリアとフランスの古代について熱心に研究した Avranches 司教 Jean Cenal は、この語をフランス語の Sale と関係づけている。すなわちこの法は les Sales et Palais Royaux だけに向けて発せられたからだとした。Turin 大司教 Claude Seissel (Seyssel) は、かなり強引に、この語はラテン語の sel に由来し、une Loy

pleine de selすなわち知恵に満ちた法の意味だとした。Ferrarius Montanusという法学博士は、Pharamond [伝説上のフランス初代国王、メロヴィング朝始祖：引用者] の別名が Saliq なのだとした。他の人たち（例えば Vespersense 師）は、いっそう巧妙に、この法は Pharamond の顧問官の一人である Salogast に由来するとした。また別の人たちは、この法の中には Si aliquis, et si aliqua で始まる項目が頻出することから、（それが変形して）Salique の語になったのだと言っている。」：Pasquier, p.497-498

(57) RADOUANT, p.326

(58) RADOUANT, p.333

(59) 高等法院でこの時採択された判決の正本は散逸している。：Olivier MARTIN, 塙浩訳『フランス法制史概説』, p.474

(60) RADOUANT, p.336

(61) 既に指摘したように、Molé は、5月13日に、スペイン大使 Feria 公が Isabelle 皇女の結婚と共同統治案を三部会で審議することを要求したことに對して、大審部に建白書を提出し、スペイン大使の行為はサリカ法に反すると異議を申し立てていた。

(62) *Suasion*, p.63

(63) L'Estoile, p.417

(64) L'Estoile, p.417-418

(65) L'Estoile, p.414-415

(66) RADOUANT, p.328

(67) gens du roi : 「パリ高等法院で、国王の利権に関係する訴訟において、その利権を最良の状態に保全することを任務とする官僚」：Olivier MARTIN, 塙浩訳『フランス法制史概説』

(68) RADOUANT, p.329

(69) RADOUANT, p.332

(70) たとえば「恐れ」について次のような一節がある：

「このように恐れとは何と悲惨で賢慮に反するものでしょう。恐れに捕らわれると人間は自分たちの悪に備えることができなくなるのです…」： *Suasion*, p.73。

Du Vair の著作『恒心論』に見られるようなこの一節は後で加筆されたものかもしれない。6月28日の演説では口にされなかったであろう。

(71) 1599年に Provence 高等法院院長、1616年に国事尚書に昇り、1618年以降は Lisieux 司教を兼ねる。

(72) 風刺文書 *Satyre Ménippée* の中で非難され揶揄された Villeroy は、1594年、Du Vair に書簡を送り、その批判は不正確で的外れであると訴えた。これに對して Du Vair は返書を送り、この文書の中の Villeroy への批判は必ずしも不当ではないと答えた。Villeroy の行動に比較して自分の行動を回顧し、[皇女 Isabelle の結婚相手の] 選出に反對して公的に異議を申し立てたのは自分であるし、「サリカ法を護持するための高等法院判決については、誰であれ、私は多大な貢献をした者はおりますまい」と率直に自負を表明している。なお、このテキストは『著作集』①にも②にも収録されていない。*Satyre Ménippée, nouvelle édition par Edouard Tricotel*, Slatkine Reprints, 1971 に収録された *Lettre de Monsieur de Villeroy à Monsieur Du Vair sur le subject d'un livre intitulé la Satyre Ménippée ; Response de Monsieur Du Vair*, p.189-190 に拠った。

(73) *Suasion*, p.73

(74) Du Vair が制限王制を理想としていたことについてはすでに指摘した。羽賀「Guillaume Du

Vair の『和平の勧め』]

- (75) Arlette JOUANNA et al., *Histoire et Dictionnaire des Guerres de Religion*, Paris, 1988, p.384
- (76) 後日のことになるが、1598 年の Nantes 王令を高等法院がなかなか登録しないことに苛立った国王は高等法院に出向き、評定官たちに向い、この王令が登録されなければプロテスタントとの戦争となろう。その時は「諸卿が、法服のままで戦に赴くべし」と発言し、この言葉に臆した高等法院は登録した。: Olivier MARTIN, 塙浩訳『フランス法制史概説』, p.812
- (77) 「1608 年の Bordeaux 高等法院の Dubernet に対する Henri IV 世の有名な叱責は、この司法団体の幾つかの傷がすでに致命的であることを明らかにしている。『そなたは朕の臣民が抑圧されていると言う。誰が朕の臣民を抑圧しているのか、そなたとそなたの高等法院ではないか。性悪しき団体よ！ Bordeaux では重い財布を持つ者以外に誰が裁判で勝てるのか。朕の高等法院はどれも何の価値もないが、そなたは最悪である。よき者もいることは存じておるが、悪党の方が多い [...]。その葡萄畑が部長か評定官のものでない農民がどこにおろうか。貧しい貴族の土地はすべて彼らの持ち物だ。評定官にさえなればたちまち金持ちというわけだ...』」。

: Marcel Marion, *Dictionnaire des institutions de la France au XVIIe et XVIIIe siècles*, p.420